

愛知県 子育て世帯 臨時特別給付金の ご案内



愛知県では、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子育て世帯を対象に臨時特別給付金を支給します。

➤ 愛知県内に在住する令和4年9月分の 児童手当(本則給付※)の受給者の方に支給します。

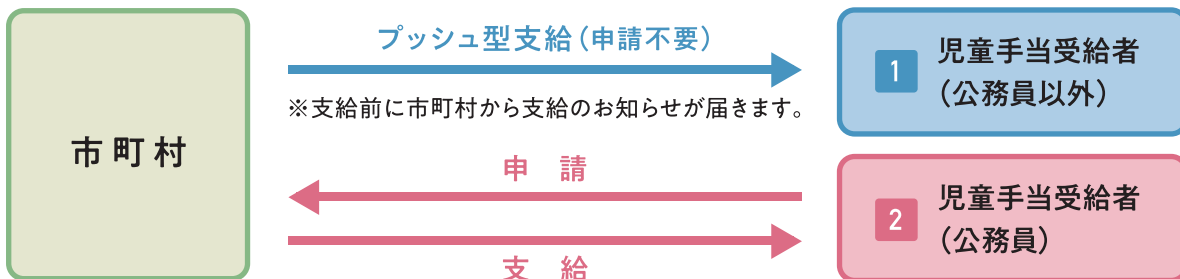
※特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給されている方は、対象となりません。

➤ 対象児童1人につき、1万円です。

※対象児童は、令和4年9月分児童手当の対象となる児童です。(平成19年4月2日から令和4年8月31日までに生まれた児童が対象です。)

※市町村独自で支給対象者の拡大や金額の上乗せ等を行っている場合がありますので、詳しくは各市町村のホームページからご確認ください。なお、裏面の愛知県子育て世帯臨時特別給付金特設ホームページに、各市町村ホームページのURLが掲載されておりますので、そちらからもご確認ください。

➤ 原則、申請は不要です。 ※公務員の場合は、申請が必要になります。



※①児童手当受給者(公務員以外)は令和4年9月分児童手当支給市町村、②児童手当受給者(公務員)は令和4年8月31日に居住する市町村から支給されます。

※公務員の申請手続きの詳細は、裏面のQ&Aを参照してください。

➤ 裏面に続きます。



Q & A



Q 誰が支給対象者になりますか？

A 愛知県内の市町村から令和4年9月分児童手当(本則給付)を受給している方が対象となります。公務員の場合は、所属庁から令和4年9月分児童手当(本則給付)を受給しており、令和4年8月31日時点で愛知県内に居住している方が対象となります。

Q いつ頃振り込まれますか？

A 支給時期については、市町村により異なります。各市町村の支給予定時期は、下記の愛知県子育て世帯臨時特別給付金特設ホームページ(令和4年12月1日開設)に掲載予定です。

Q 他県で令和4年9月分児童手当(本則給付)を受給しており、9月中に県外から愛知県内に引っ越してきました。給付金の対象になりますか？

A 支給対象となりません。公務員の方以外で給付金の対象となるのは、愛知県内の市町村から令和4年9月分児童手当(本則給付)を受給している方です。

Q 公務員への支給方法はどうなりますか？

A 公務員については、令和4年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることが分かる書類(所属庁から発行される支払通知書等)を添付のうえ、令和5年1月31日(消印有効)までに居住市町村に申請してください。詳しくは下記の愛知県子育て世帯臨時特別給付金特設ホームページをご覧ください。

> ホームページ

令和4年12月1日から、愛知県子育て世帯臨時特別給付金特設ホームページを開設いたします。

給付金の概要、公務員の申請方法、各市町村の支給予定時期、各市町村の連絡先等の情報を掲載しておりますので、下記URLからご確認ください。(右の二次元バーコードからもアクセスできます。)

URL

<https://www.aichi-kosodatekyuufu.com/>



> お問い合わせは

愛知県庁「愛知県子育て世帯臨時特別給付金」コールセンター

TEL 050-3821-0370

開設期間 令和4年12月1日～令和5年3月10日 開設時間 9時～17時(土日祝日、令和4年12月29日から令和5年1月3日を除く)

愛知県子育て世帯臨時特別給付金業務のうち、コールセンター運営、ホームページ・チラシ作成、審査事務補助業務は、愛知県より株式会社パソナが受託しております。

「愛知県子育て世帯臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などにお住まいの市町村から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐにお住まいの市町村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。